

[証券コード 3914]

2023年3月8日

(電子提供措置の開始日 2023年3月7日)

株 主 各 位

札幌市北区北8条西3丁目32番

JIG-SAW株式会社

代表取締役 山川真考

## 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.jig-saw.com/ir/ir-meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午後1時
2. 場 所 札幌市中央区北5条西2丁目5番地  
J Rタワーホテル日航札幌 36階スカイバンケットルーム「たいよう」
3. 会議の目的事項  
＜報告事項＞
  - 第 1 号 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第 2 号 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件  
＜決議事項＞
  - 議 案 監査等委員でない取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - ・ 代理人による議決権の行使は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任する場合には限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状及び代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。
  - ・ 議決権行使書において、議案について賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

### ※新型コロナウイルス感染症防止への対応に関するお知らせ

- ・ 株主総会会場にご来場になる株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をご確認のうえ、感染防止に配慮いただくようお願いいたします。
- ・ 会場内は座席間隔をとった配置とさせていただきます。
- ・ 受付及び会場入口にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 運営スタッフは、体調を確認のうえ、原則マスク着用で対応させていただきます。

~~~~~  
(お願い)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

第22期（自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### 全般的概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、6G/Beyond 5Gに向けた議論が各国で始まるなど、情報通信ネットワークの発展に伴い、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたサイバー・フィジカル・システム」を通じ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society 5.0）実現へと向かっております（出典：総務省「令和4年版 情報通信白書」）。

このような環境のなかで当社グループは、独自に保有する基盤コア技術をベースに、システムマネージ、クラウドマネージ、IoT、IIoT分野に加え、あらゆる物質や細胞までにリーチするIoE（Everything）、そして人間の能力を拡張させるIoA（Abilities）分野におけるビジネスデザイン・プロジェクトを、国内だけではなくグローバルにおいても着実に進めております。

当社のクラウド・IoT分野全体を包括するデータコントロール事業の売上は、安定した完全ストック型ビジネス（サブスクリプションモデル及びリカーリングモデル）の継続課金売上と一時的なスポット売上で構成されております。当連結会計年度においても、引き続き月額課金案件の受注獲得を推し進め、前連結会計年度と比較して月額課金売上は369,440千円純増しました。これにより、上場以来32四半期連続で過去最高の月額課金売上のプラス成長となり、ウクライナをめぐる国際情勢の長期化及び世界的な金融引き締めによる金利上昇や急速な為替変動の影響を受けることなく極めて堅調に推移しております。なお、過去最高を超える金額の先行投資を継続して実施しておりますが、当連結会計年度における営業利益の前連結会計年度増減率は+18.7%、経常利益の前連結会計年度増減率は+20.1%と大幅な増加となりました。

IoT分野では、IoTエンジン「NEQTO」をベースに、あらゆる事業者のエンタープライズレベルのIoTソリューションに大きく寄与するスピーディーかつシンプルなソフトウェアサービスを展開しており、グローバル及び日本国内向けにLinuxデバイスとクラウド間の双方向通信の遠隔制御を可能にする「NEQTO Engine Linux版」のサービスを開始しました。また、新規サービスであるクラウドセキュリティマネジメントの「Safing」や各種クラウドを包括管理する「JIG-SAW Prime」は、データコントロール事業に密接に関連し、重要な社会インフラとなっているクラウド環境における企業ニーズを背景に取引額が大きく拡大しております。さらに、視覚再生プロジ

ェクト「NEW-VISION」のソフトウェアによる細胞制御技術につきまして、欧州全域にて特許査定を取得し、日本、米国、中国、台湾においては特許登録を完了しております。自動操縦標準機開発プロジェクトにおきましては、国土交通省の「建設機械施工の自動化・遠隔化サブワーキングメンバー」26団体に選定されるなど実用化に向けて順調に進捗しております。引き続き、今後の高い事業成長を実現すべく、将来に向けた先行投資の金額は過去最高を更新し、前連結会計年度と比較し約154,300千円増加となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高3,051,893千円（前連結会計年度比13.5%増）、営業利益579,855千円（前連結会計年度比18.7%増）、経常利益586,549千円（前連結会計年度比20.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益408,115千円（前連結会計年度比21.3%増）となりました。

なお、当社グループはデータコントロール事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首より適用しております。当該会計基準等の適用については、「収益認識に関する会計基準」第84項に定める原則的な取扱いに従って、新たな会計方針を遡及適用しているため、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は14,333千円であり、その主な内容は、無形固定資産の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、IoT市場において中長期的な成長による企業価値の最大化を図るため、以下の点に力を入れてまいります。

① 中長期的な成長に向けた先行投資

当社グループのサービスは全産業向けに提供可能であり、世の中に存在するあらゆるモノの双方向制御が可能となりました。当社グループは、飛躍的に拡大増加・多様化していくIoT市場において、強固な事業利益創出と財務基盤を維持し、中長期的な高い事業成長を実現すべく、IoTビジネス及び自動運転ソフトウェアビジネス及びソフトウェアによる視覚再生医療等への先行投資を継続してまいります。

② グローバルマーケットでのビジネス展開

当社データコントロール事業は日本のみならず、今後は欧米・アジア等のグローバル市場をターゲットにしたシステムマネジメントを軸に、導入企業の大幅なコストダウンやIoT化に寄与するサービス提供に努めてまいります。また、JIG-SAWが独自に保有するコア技術や各種テクノロジーをベースに、当社海外拠点も関わるグローバルでの取り組みをより一層加速させ、グローバル市場における高収益なIoTビジネスを展開していく予定です。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第19期<br>2019年12月期 | 第20期<br>2020年12月期 | 第21期<br>2021年12月期 | 第22期<br>2022年12月期<br>(当連結会計年度) |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)             | 1,797,801         | 2,192,768         | 2,689,793         | 3,051,893                      |
| 経常利益 (千円)            | 617,714           | 454,152           | 488,230           | 586,549                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 446,110           | 326,732           | 336,335           | 408,115                        |
| 1株当たり当期純利益 (円)       | 68.00             | 49.70             | 50.90             | 61.57                          |
| 総資産 (千円)             | 2,200,215         | 2,175,930         | 2,640,558         | 3,118,760                      |
| 純資産 (千円)             | 1,446,567         | 1,583,075         | 1,967,528         | 2,269,145                      |
| 1株当たり純資産額 (円)        | 220.77            | 240.06            | 295.42            | 335.71                         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、2021年12月期の売上高については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第19期<br>2019年12月期 | 第20期<br>2020年12月期 | 第21期<br>2021年12月期 | 第22期<br>2022年12月期<br>(当事業年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 1,797,801         | 2,192,768         | 2,689,784         | 3,051,891                    |
| 経 常 利 益 (千円)   | 605,358           | 423,912           | 465,181           | 560,453                      |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 434,040           | 302,275           | 317,146           | 386,409                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 66.16             | 45.98             | 47.99             | 58.29                        |
| 総 資 産 (千円)     | 2,231,024         | 2,154,043         | 2,560,776         | 2,979,260                    |
| 純 資 産 (千円)     | 1,432,036         | 1,553,608         | 1,895,602         | 2,145,703                    |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 218.55            | 235.60            | 284.56            | 317.08                       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、2021年12月期の売上高については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金         | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                |
|------------------|-------------|----------|----------------------------------------|
| Mobicomm株式会社     | 37,500千円    | 100%     | 半導体、IoTデバイスへのアルゴリズム組込み、通信制御、通信モジュールの開発 |
| JIG-SAW US, INC. | 1,000千米ドル   | 100%     | 全産業向けグローバルIoTサービスの提供                   |
| JIG-SAW CA, INC. | 1,000千カナダドル | 100%     | システムマネジメント                             |

(11) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

| 事業セグメント     | 主要サービス                                                                                                                                     |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| データコントロール事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・システムマネジメント (各種クラウド、サーバ、各種機器向け)</li><li>・IoTデバイス&amp;ライセンスマネジメント</li><li>・IoTデータコントロールサービス</li></ul> |

(12) 主要な事業拠点 (2022年12月31日現在)

① 当社

|         |         |
|---------|---------|
| 本社      | 東京都千代田区 |
| 丸の内オフィス | 東京都千代田区 |
| 本店      | 北海道札幌市  |

② 子会社

|                  |             |
|------------------|-------------|
| Mobicomm株式会社     | 東京都千代田区     |
| JIG-SAW US, INC. | 米国 カリフォルニア州 |
| JIG-SAW CA, INC. | カナダ オンタリオ州  |

(13) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 160名 | 6名減    |

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数を含みません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 156名 | 4名減    | 32.3歳 | 3.8年   |

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数を含みません。

(14) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

| 借入先       | 借入残高(千円) |
|-----------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 105,000  |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 25,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,626,304株  
(自己株式124,696株を除く。)

(3) 当事業年度末株主数 6,947名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                 | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------|------------|--------|
| UNION BANCAIRE PRIVEE                               | 1,098,000株 | 16.57% |
| 山川 真考                                               | 925,000株   | 13.96% |
| DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A/C<br>CLIENTS (TREATY) | 451,000株   | 6.81%  |
| 斉藤 誠                                                | 350,000株   | 5.28%  |
| DAIWA CM SINGAPORE LTD (TRUST A/C)                  | 233,800株   | 3.53%  |
| 水谷 量材                                               | 140,000株   | 2.11%  |
| CBHK S/A PBG CLIENTS SG                             | 130,400株   | 1.97%  |
| 斉藤 享子                                               | 96,000株    | 1.45%  |
| 上田八木短資株式会社                                          | 79,400株    | 1.20%  |
| MSIP CLIENT SECURITIES                              | 68,500株    | 1.03%  |

(注) 当社は、自己株式124,696株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月8日開催の取締役会決議に基づき、2022年11月21日から12月9日にかけて、40,000株の自己株式を取得しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が有する新株予約権の状況（2022年12月31日現在）

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                  | 2014年3月28日定時株主総会決議及び<br>2014年4月23日取締役会決議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 発行日                    | 2014年4月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 役員保有状況                 | 54個（3名）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| うち取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 54個（3名）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| うち社外取締役（監査等委員を除く）      | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| うち取締役（監査等委員）           | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式54,000株（新株予約権1個当たり1,000株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額         | 250円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使期間             | 自 2016年4月25日<br>至 2024年3月28日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使の条件            | <p>①新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項         | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

(注) 2014年5月20日付で普通株式1株につき100株の割合で、2015年2月13日付で普通株式1株につき5株の割合で、2016年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加し、かつ行使価額を変更しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年12月31日現在)

| 会社における地位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                   |
|------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 山 川 真 考 |                                                                                                                                |
| 取 締 役      | 鈴 木 博 道 | コーポレート担当                                                                                                                       |
| 取 締 役      | 志 賀 太 生 | データコントロール・研究開発担当                                                                                                               |
| 取締役(監査等委員) | 茂 呂 眞   | 協立情報通信(株) 社外監査役                                                                                                                |
| 取締役(監査等委員) | 山 本 明 彦 | 山本コンサルティングオフィス 代表<br>サツドラホールディングス(株) 社外取締役<br>監査等委員                                                                            |
| 取締役(監査等委員) | 美 澤 臣 一 | コ・クリエーションパートナーズ(株)<br>代表取締役<br>(株)フロンティアインターナショナル 社外<br>監査役<br>(株)ザッパラス 社外取締役<br>(株)ワンキャリア 社外取締役 監査等委員<br>Kudan(株) 社外取締役 監査等委員 |

- (注) 1. 取締役茂呂眞氏、山本明彦氏及び美澤臣一氏の3名は、社外取締役であります。
2. 監査等委員茂呂眞氏は、過去に上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
3. 監査等委員山本明彦氏は、金融等様々な業界での職務経験並びに他社における経営経験、情報セキュリティ等に関する豊富な知識・経験を有しております。
4. 監査等委員美澤臣一氏は、過去に上場会社のCFO経験を有しており、財務及び会計の知見及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。
5. 日常的な情報収集、社内の重要会議への出席、内部監査部門との連携を密にすることで、監査・監督機能をより強化するため茂呂眞氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)茂呂眞氏、山本明彦氏及び美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社と協立情報通信(株)の間には特別の関係はありません。
8. 当社と山本コンサルティングオフィス、サツドラホールディングス(株)の間には特別の関係はありません。
9. 当社とコ・クリエーションパートナーズ(株)、(株)フロンティアインターナショナル、(株)ザッパラス、(株)ワンキャリア、Kudan(株)の間には特別の関係はありません。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨定款に定めております。

なお、現在責任限定契約を締結している取締役はおりません。

(3) 補償契約の内容の概要  
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主や第三者などから損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。被保険者である当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定し、被保険者による故意の法令違反行為などに起因する損害等は、補填の対象外としております。

保険料は全額当社負担とし、被保険者の範囲は当社取締役、執行役員及び子会社の取締役であります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法と概要

当社は、2021年1月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等（以下、「報酬等」といいます）の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます）を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりです。

a. 基本方針の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う監査等委員以外の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は固定報酬とし、株主総会で決議された総額の限度内において、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価に基づき、取締役会において決定することとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、固定報酬とし、株主総会で決議された総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

なお、2016年3月29日開催の第15期定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬等の額は年額30百万円以内となっております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

#### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

現在、業績連動報酬等は支給していませんが、適宜、環境の変化に応じて取締役会において見直しを行うこととしております。

非金銭報酬等につき、当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、中長期的な経常利益等の業績目標を明確にし、業績目標の達成による中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを与えるとともに、株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的として、業績目標の達成を条件とする、当社保有の自己株式の活用を前提とした業績条件付株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しております。

なお、2019年3月26日開催の第18期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）について、上記基本報酬とは別枠で、業績条件付株式報酬として、年額30百万円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

#### d. 報酬等の割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において決定することとしております。

#### ② 当該事業年度に係る報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬等の内容の決定にあたっては、過年度の報酬等とも比較して当社の業績や個人の職務・職責・成果などの評価を踏まえており、また、透明性・客観性の観点から独立社外取締役のみで構成される監査等委員会においても、決定方針との整合性を含み慎重に審議を行っているため、取締役会として、上記①の決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 報酬等の決定に係る委任に関する事項

報酬等は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会において決定することとしております。

④ 取締役の報酬等の総額等

(金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

| 役員区分                  | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------|----------------|----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                       |                | 固定報酬           | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬<br>等 |                       |
| 監査等委員でない取締役(社外取締役を除く) | 66,600         | 66,600         | —           | —          | 3                     |
| 監査等委員(社外取締役を除く。)      | —              | —              | —           | —          | —                     |
| 監査等委員でない社外<br>取締役     | —              | —              | —           | —          | —                     |
| 監査等委員である社外<br>取締役     | 29,700         | 29,700         | —           | —          | 3                     |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、(1) 取締役の氏名等に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名   | 地位               | 主な活動状況                                                                                                                                                                   |
|------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茂呂 眞 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 戦略的投資や事業開発等の経験及び財務会計に関する高い識見に基づき、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議長として監査等委員会を運営して議案審議等に必要な発言を積極的に行っている他、当社の業務監査及び計算書類等の開示書類の監査を行い、公正な意思決定と事業の健全性確保に貢献しております。 |

| 氏名    | 地位               | 主な活動状況                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山本 明彦 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 金融・財務会計の豊富な経験及び情報セキュリティ、コーポレートガバナンスに関する高い識見に基づき、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を積極的に行っている他、当社情報システム、ガバナンスに関する監査を行い、公正な意思決定と事業の健全性確保に適切な役割を果たしております。 |
| 美澤 臣一 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 証券・財務の豊富な経験及び企業経営に関する高い識見に基づき、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を積極的に行っている他、財務戦略に関する監査を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。                                    |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                               | 支払額      |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 27,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

各種規程に基づき、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを管理担当部署が行い、その結果をもとに、必要に応じて社内教育、研修を実施するものとする。また、管理担当部署は、監査等委員会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、取締役会に報告するものとする。

内部監査は、代表取締役社長の承認を受け管理担当取締役から指名された「監査担当者」により計画的に実施するものとしている。

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、「企業行動規範」、「コンプライアンス規程」を制定・施行するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築している。

併せて、法令等違反行為、不正行為に対する監視体制として、取締役及び使用人が直接相談及び通報を行うことのできる社内外窓口を設置しており、不正行為の早期発見・予防・コンプライアンス経営の強化を図っている。

さらに、職場におけるハラスメントを防止することを目的として、「セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関する規程」を策定している。

なお、子会社については、コンプライアンス関連の諸規程を策定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、保存する。また、これらの保存期間、保存場所等については「文書管理規程」に従い適切に管理を行う。

なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失の危険の管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行う。

なお、管理担当部署は、監査等委員会と連携し、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的

に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとする。

リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制の確保を図る。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制  
取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用するものとする。また、取締役会において、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行う。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行う。また、当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備するものとする。

さらに、監査等委員である取締役は、子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部門並びに監査等委員会に報告する。また、当社グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行う。

- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、管理担当部署所属の使用人の中から補佐する者を求めることができる。また、当該使用人の異動、評価等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保するものとする。

さらに、監査等委員会において選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができる。なお、当該使用人は、指示された職務について取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けないものとする。



- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する事項

取締役及び管理担当部署は、当社及び子会社のコンプライアンスに係る以下の重要事項を定期的に監査等委員会に報告する。

- ① 重要な機関決定事項
- ② 経営状況のうち重要な事項
- ③ 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 取締役及び使用人からの報告事項のうち、コンプライアンスに係る重要事項
- ⑦ その他、コンプライアンス上の重要事項

なお、子会社については、「関係会社管理規程」及びコンプライアンス関連の諸規程に基づき、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができるものとする。同窓口は、その内容を速やかに監査等委員会に報告するものとする。

- (8) 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内文書である「内部通報・相談窓口について」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課す。また、いかなる場合においても通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取り扱いを禁止する。子会社についても、従業員ハンドブック等において上記と同趣旨の定めを置いている。

- (9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人、法律顧問と意見交換などを実施できるものとする。

(11) 財務報告に係る業務の適正を確保するための体制

会社法及び金融商品取引法に対応するため、管理担当部署により、当社及び当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価システムを整備し、監査人による監査に備えるものとする。

当事業年度における、当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査等委員と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査等委員に対し、報告を行っております。また、常勤監査等委員は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役等に適時確認しており、その検証結果は監査等委員会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

# 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 2,312,661 | 流動負債          | 800,242   |
| 現金及び預金    | 1,363,407 | 買掛金           | 414,974   |
| 売掛金       | 834,503   | 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000    |
| その他       | 115,165   | 未払法人税等        | 120,337   |
| 貸倒引当金     | △415      | その他           | 204,930   |
| 固定資産      | 806,099   | 固定負債          | 49,373    |
| 有形固定資産    | 254,909   | 長期借入金         | 45,000    |
| 建物        | 171,339   | その他           | 4,373     |
| 工具、器具及び備品 | 83,570    |               |           |
| 無形固定資産    | 38,699    | 負債合計          | 849,615   |
| 投資その他の資産  | 512,490   | (純資産の部)       |           |
| 投資有価証券    | 125,435   | 株主資本          | 2,165,873 |
| 敷金及び保証金   | 234,388   | 資本金           | 351,107   |
| 繰延税金資産    | 114,238   | 資本剰余金         | 310,580   |
| その他       | 38,968    | 利益剰余金         | 2,070,343 |
| 貸倒引当金     | △540      | 自己株式          | △566,158  |
|           |           | その他の包括利益累計額   | 58,659    |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 15,647    |
|           |           | 為替換算調整勘定      | 43,012    |
|           |           | 新株予約権         | 44,611    |
|           |           | 純資産合計         | 2,269,145 |
| 資産合計      | 3,118,760 | 負債・純資産合計      | 3,118,760 |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |           |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 3,051,893 |
| 売 上 原 価                       |         | 972,999   |
| 売 上 総 利 益                     |         | 2,078,893 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 1,499,037 |
| 営 業 利 益                       |         | 579,855   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 42      |           |
| 受 取 配 当 金                     | 1,662   |           |
| 受 取 手 数 料                     | 4,110   |           |
| 助 成 金 収 入                     | 525     |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 25,927  |           |
| そ の 他                         | 84      | 32,352    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 235     |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 10,120  |           |
| 為 替 差 損                       | 13,472  |           |
| そ の 他                         | 1,831   | 25,658    |
| 経 常 利 益                       |         | 586,549   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 586,549   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 190,434 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △12,001 | 178,433   |
| 当 期 純 利 益                     |         | 408,115   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 408,115   |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)  
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |          |           |          |           |
|--------------------------|---------|----------|-----------|----------|-----------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金    | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当期首残高                    | 351,107 | 310,580  | 1,849,807 | △572,504 | 1,938,991 |
| 当期変動額                    |         |          |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |         |          | 408,115   |          | 408,115   |
| 自己株式の取得                  |         |          |           | △192,233 | △192,233  |
| 自己株式の処分                  |         | △187,580 |           | 198,580  | 11,000    |
| 自己株式処分差損の振替              |         | 187,580  | △187,580  |          | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |          |           |          |           |
| 当期変動額合計                  | —       | —        | 220,535   | 6,346    | 226,882   |
| 当期末残高                    | 351,107 | 310,580  | 2,070,343 | △566,158 | 2,165,873 |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                   | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|--------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |           |
| 当期首残高                    | 4,179                 | 13,202             | 17,381            | 11,155 | 1,967,528 |
| 当期変動額                    |                       |                    |                   |        |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |                       |                    |                   |        | 408,115   |
| 自己株式の取得                  |                       |                    |                   |        | △192,233  |
| 自己株式の処分                  |                       |                    |                   |        | 11,000    |
| 自己株式処分差損の振替              |                       |                    |                   |        | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 11,468                | 29,809             | 41,278            | 33,456 | 74,734    |
| 当期変動額合計                  | 11,468                | 29,809             | 41,278            | 33,456 | 301,616   |
| 当期末残高                    | 15,647                | 43,012             | 58,659            | 44,611 | 2,269,145 |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 3社                                                   |
| 連結子会社の名称 | Mobicomm株式会社<br>JIG-SAW US, INC.<br>JIG-SAW CA, INC. |

#### 2. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの  
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5～18年

工具、器具及び備品：2～15年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

##### (3) 引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(システムマネジメントサービス及びライセンス提供などにおける月額課金サービス)

システムマネジメントサービス、ライセンス提供などにおける月額賦課金サービス（サブスクリプション・リカーリングモデル）については、顧客との契約に基づき契約期間にわたり役務提供義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。契約期間中、常に財又はサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

収益を認識する金額は、顧客との契約において約束した財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額としています。取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

一部の取引について、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、一部の取引について従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。この結果、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 114,238千円 |
| 繰延税金負債 | 1,121千円   |

同一の納税主体に係る繰延税金資産と繰延税金負債は相殺表示しております。

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

当社は、過去(3年)及び当期の全ての連結会計年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当連結会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

前述の判断を行うにあたって、当社の売上は、安定した完全サブスクリプションモデル（完全ストック型ビジネス）を主としており、月額課金案件の受注獲得を推し進めているため、「当連結会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。

連結子会社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しております。

なお、ウクライナをめぐる国際情勢の長期化及び世界的な金融引き締めによる金利上昇や急速な為替変動の影響についても、当社グループの会計上の見積りに与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 253,368千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|      | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 6,751,000           | —                   | —                   | 6,751,000          |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 128,696             | 40,000              | 44,000              | 124,696            |

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式の増加40,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

自己株式の普通株式の減少44,000株は、新株予約権の行使による減少であります。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間が到来していないものを除く。）

|            | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|------------|----------|----------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     | 普通株式     | 普通株式     |
| 目的となる株式数   | 54,000株  | 9,000株   | 2,100株   |



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、自己資金の活用が基本となりますが、必要に応じて主に金融機関からの借入により調達しております。なお、資金運用については安全性を重視し、短期的な預金等の金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

投資有価証券は、主に外貨建MMFであり、為替の変動リスクに晒されているため、定期的に時価を把握し、見直しを行っております。また、非上場株式等は発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰表を作成する方法により、流動性リスクを管理しております。

長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                          | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|-----------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券               | 125,435         | 125,435 | —       |
| (2) 敷金及び保証金              | 234,388         | 212,778 | △21,609 |
| 資産計                      | 359,823         | 338,214 | △21,609 |
| (1) 長期借入金<br>(一年内返済予定含む) | 105,000         | 104,878 | △121    |
| 負債計                      | 105,000         | 104,878 | △121    |

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 0               |

## (注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 1,363,407    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金     | 834,503      | —                   | —                    | —            |
| 敷金及び保証金 | —            | 368                 | 91,819               | 142,200      |
| 合計      | 2,197,911    | 368                 | 91,819               | 142,200      |

## (注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 60,000       | 45,000              | —                   | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 60,000       | 45,000              | —                   | —                   | —                   | —           |

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

|        | 時価   |         |      |         |
|--------|------|---------|------|---------|
|        | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 |      |         |      |         |
| 外貨建MMF | —    | 125,435 | —    | 125,435 |
| 負債計    | —    | 125,435 | —    | 125,435 |

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

|                  | 時価   |         |      |         |
|------------------|------|---------|------|---------|
|                  | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金          | —    | 212,778 | —    | 212,778 |
| 資産計              | —    | 212,778 | —    | 212,778 |
| 長期借入金(一年内返済予定含む) | —    | 104,878 | —    | 104,878 |
| 負債計              | —    | 104,878 | —    | 104,878 |

※時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

外貨建MMFは取引先金融機関から提示された価格等に基づき評価しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(一年内返済予定含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                  | データコントロール事業 |
|------------------|-------------|
| サブスクリプション・リカーリング | 2,906,590   |
| その他              | 145,303     |
| 顧客との契約から生じる収益    | 3,051,893   |
| その他の収益           | —           |
| 外部顧客への売上高        | 3,051,893   |

(注) 1. サブスクリプション・リカーリングには、主にシステムマネジメント及びライセンスなどの月額課金サービスが含まれます。

2. その他には、主に顧客サーバ自動構築や「puzzle」導入・設定等に係る初期費用などが含まれます。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 2. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                             | 当連結会計年度<br>(自 2022年1月1日<br>至 2022年12月31日) |
|-----------------------------|-------------------------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高)<br>売掛金 | 540,532                                   |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高)<br>売掛金 | 834,503                                   |
| 契約負債 (期首残高)<br>前受収益         | 28,050                                    |
| 契約負債 (期末残高)<br>前受収益         | 16,929                                    |

契約負債は、主にシステムマネジメントサービス、ライセンス提供などにおける月額賦課金サービスに係る顧客からの前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、25,500千円であります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要な金額はありません。

②残存履行義務に配分した取引額

当連結会計年度末時点における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度<br>(2022年12月31日) |
|------|--------------------------|
| 1年以内 | 61,560                   |
| 1年超  | 76,950                   |
| 合計   | 138,510                  |

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 335円71銭
- 1株当たり当期純利益 61円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

JIG-SAW株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JIG-SAW株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JIG-SAW株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)      |                  | (負債の部)          |                  |
| 流動資産        | 2,011,829        | 流動負債            | 788,557          |
| 現金及び預金      | 1,029,262        | 買掛金             | 420,191          |
| 売掛金         | 834,503          | 1年内返済予定の長期借入金   | 60,000           |
| 前払費用        | 98,565           | 未払金             | 94,105           |
| その他         | 49,925           | 未払法人税等          | 120,157          |
| 貸倒引当金       | △428             | その他             | 94,103           |
| 固定資産        | 967,431          | 固定負債            | 45,000           |
| 有形固定資産      | 232,738          | 長期借入金           | 45,000           |
| 建物          | 156,901          | <b>負債合計</b>     | <b>833,557</b>   |
| 工具、器具及び備品   | 75,837           | (純資産の部)         |                  |
| 無形固定資産      | 38,699           | 株主資本            | 2,085,443        |
| ソフトウェア      | 9,090            | 資本金             | 351,107          |
| 商標権         | 5,673            | 資本剰余金           | 328,037          |
| 特許権         | 7,816            | 資本準備金           | 328,037          |
| その他         | 16,119           | 利益剰余金           | 1,972,456        |
| 投資その他の資産    | 695,993          | その他利益剰余金        | 1,972,456        |
| 投資有価証券      | 125,435          | 繰越利益剰余金         | 1,972,456        |
| 関係会社株式      | 193,964          | 自己株式            | △566,158         |
| 敷金及び保証金     | 226,515          | 評価・換算差額等        | 15,647           |
| 繰延税金資産      | 111,648          | その他有価証券評価差額金    | 15,647           |
| その他         | 38,968           | 新株予約権           | 44,611           |
| 貸倒引当金       | △540             | <b>純資産合計</b>    | <b>2,145,703</b> |
| <b>資産合計</b> | <b>2,979,260</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>2,979,260</b> |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2022年1月1日)  
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 3,051,891 |
| 売 上 原 価               |         | 1,001,689 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,050,201 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,503,143 |
| 営 業 利 益               |         | 547,057   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 70      |           |
| 受 取 配 当 金             | 1,662   |           |
| 受 取 手 数 料             | 13,855  |           |
| 助 成 金 収 入             | 525     |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 25,927  |           |
| そ の 他                 | 77      | 42,118    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 219     |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 10,120  |           |
| 為 替 差 損               | 17,449  |           |
| そ の 他                 | 932     | 28,722    |
| 経 常 利 益               |         | 560,453   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 560,453   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 186,156 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △12,111 | 174,044   |
| 当 期 純 利 益             |         | 386,409   |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |               |          |                     |           |
|-------------------------|---------|---------|---------------|----------|---------------------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |               |          | 利益剰余金               |           |
|                         |         | 資本準備金   | その 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金合計  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 当期首残高                   | 351,107 | 328,037 | —             | 328,037  | 1,773,627           | 1,773,627 |
| 当期変動額                   |         |         |               |          |                     |           |
| 当期純利益                   |         |         |               |          | 386,409             | 386,409   |
| 自己株式の取得                 |         |         |               |          |                     |           |
| 自己株式の処分                 |         |         | △187,580      | △187,580 |                     |           |
| 自己株式処分差損の<br>振替         |         |         | 187,580       | 187,580  | △187,580            | △187,580  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |               |          |                     |           |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | —             | —        | 198,829             | 198,829   |
| 当期末残高                   | 351,107 | 328,037 | —             | 328,037  | 1,972,456           | 1,972,456 |

|                         | 株主資本     |           | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 当期首残高                   | △572,504 | 1,880,268 | 4,179            | 4,179          | 11,155 | 1,895,602 |
| 当期変動額                   |          |           |                  |                |        |           |
| 当期純利益                   |          | 386,409   |                  |                |        | 386,409   |
| 自己株式の取得                 | △192,233 | △192,233  |                  |                |        | △192,233  |
| 自己株式の処分                 | 198,580  | 11,000    |                  |                |        | 11,000    |
| 自己株式処分差損の<br>振替         |          | —         |                  |                |        | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          |           | 11,468           | 11,468         | 33,456 | 44,925    |
| 当期変動額合計                 | 6,346    | 205,175   | 11,468           | 11,468         | 33,456 | 250,100   |
| 当期末残高                   | △566,158 | 2,085,443 | 15,647           | 15,647         | 44,611 | 2,145,703 |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：6～18年

工具、器具及び備品：2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(システムマネジメントサービス及びライセンス提供などにおける月額課金サービス)

システムマネジメントサービス、ライセンス提供などにおける月額賦課金サービス（サブスクリプション・リカーリングモデル）については、顧客との契約に基づき契約期間にわたり役務提供義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。契約期間中、常に財又はサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

収益を認識する金額は、顧客との契約において約束した財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額としております。取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

一部の取引について、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、一部の取引について従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。この結果、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

- (1) 前事業年度において区分掲記しておりました「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」(当事業年度24,000千円)については、金額が僅少なため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。
- (2) 前事業年度において区分掲記しておりました「預り金」(当事業年度13,800千円)については、金額が僅少なため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。
- (3) 前事業年度において区分掲記しておりました「前受収益」(当事業年度16,929千円)については、金額が僅少なため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 111,648千円
2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報  
連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 202,504千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 18,228千円  
短期金銭債務 5,216千円

## (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 |           |
| 業務委託費      | 264,181千円 |

営業取引以外の取引による取引高

受取手数料

9,745千円

受取利息

62千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 128,696           | 40,000            | 44,000            | 124,696          |

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式の増加40,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

自己株式の普通株式の減少44,000株は、新株予約権の行使による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 7,999千円   |
| 未払賞与      | 4,866千円   |
| 子会社株式評価損  | 22,110千円  |
| 投資有価証券評価損 | 23,242千円  |
| ソフトウェア    | 130,272千円 |
| 株式報酬費用    | 13,567千円  |
| 資産除去債務    | 7,248千円   |
| その他       | 2,626千円   |
| 繰延税金資産小計  | 211,932千円 |
| 評価性引当額    | 93,444千円  |
| 繰延税金資産合計  | 118,488千円 |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 6,839千円   |
| 繰延税金負債合計     | 6,839千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 111,648千円 |

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について「連結注記表 収益認識に関する注記」へ記載した内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 317円08銭
- 1株当たり当期純利益 58円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

JIG-SAW株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JIG-SAW株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

JIG-SAW株式会社 監査等委員会

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 監査等委員（社外取締役・常勤） | 茂 呂 眞 印   |
| 監査等委員（社外取締役）    | 山 本 明 彦 印 |
| 監査等委員（社外取締役）    | 美 澤 臣 一 印 |

以上

# 株主総会参考書類

## 議 案 監査等委員でない取締役3名選任の件

現在の監査等委員でない取締役（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1                                                                                                                                     | やまかわ ますなる<br>山 川 真 考<br>(1967年2月1日生) | 1989年4月 ㈱リクルート 入社<br>2000年4月 トランス・コスモス(株) 入社<br>2002年6月 同社 取締役<br>2005年5月 アイビー・テレコム(株) (現 当社) 取締役<br>2008年9月 当社 代表取締役社長 (現任)                                  | 925,000株      |
| <b>取締役候補者とした理由</b><br>山川真考氏は、経営者としての豊富な知識と経験を有し、2008年に当社代表取締役に就任以後、広い視野と先見性をもって当社グループの経営を牽引しており、当社の成長に貢献していると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                      |                                                                                                                                                               |               |
| 2                                                                                                                                     | すずき ひろみち<br>鈴 木 博 道<br>(1983年8月20日生) | 2006年4月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>2009年8月 公認会計士登録<br>2012年8月 当社 入社<br>2012年11月 当社 経営管理ユニット長<br>2013年7月 当社 取締役 経営管理ユニット長<br>2015年9月 当社 取締役 コーポレート担当 (現任) | 48,000株       |
| <b>取締役候補者とした理由</b><br>鈴木博道氏は、財務・会計、法務、人事、総務における豊富な知識と経験を有し、2015年に当社取締役に就任以後、当社コーポレート部門の強化に貢献していると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。             |                                      |                                                                                                                                                               |               |
| 3                                                                                                                                     | しが たいせい<br>志 賀 太 生<br>(1973年7月9日生)   | 1998年4月 ㈱エスイーシー 入社<br>2004年4月 アイビー・テレコム(株) (現 当社) 入社<br>2006年5月 アイビー・テレコム(株) 取締役<br>2008年9月 当社 取締役<br>2015年9月 当社 取締役 データコントロール・研究開発担当 (現任)                    | 35,000株       |
| <b>取締役候補者とした理由</b><br>志賀太生氏は、研究開発部門、技術部門における豊富な知識と経験を有し、2008年に当社取締役に就任後、当社テクノロジーの発展に貢献していると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。                   |                                      |                                                                                                                                                               |               |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主や第三者などから損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。被保険者である当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定し、被保険者による故意の法令違反行為などに起因する損害等は、補填の対象外としております。保険料は、全額当社負担とし、1年毎に契約更新を予定しております。本議案全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には、現在と同内容での役員等賠償責任保険契約の更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北5条西2丁目5番地

J Rタワーホテル日航札幌

36階スカイバンケットルーム「たいよう」



J R札幌駅 東改札南口より徒歩3分

地下鉄東豊線 さっぽろ駅北改札口より徒歩3分

南北線 さっぽろ駅北改札口より徒歩5分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。